

困っていませんか？

手話通訳者・要約筆記者を



派遣します



新居浜市意思疎通支援事業をご存じですか？

聴覚・言語障がいなどで、コミュニケーションに困っている方に対して、意思疎通支援者（手話通訳者または要約筆記者）を派遣し円滑なコミュニケーションを支援します。

<利用の流れ>

1. 障がい者福祉センターにFAX、メールなどで派遣の依頼をしてください。日時、場所、内容などを確認します。

※申請書は障がい者福祉センターにあります。

新居浜市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

ホームページ <http://www.n-syakyō.jp>

FAX 0897-37-1710

メール scnter-3@n-syakyō.jp

2. 障がい者福祉センターが、申請者と意思疎通支援者をコーディネートして、申請者へ、決定（不決定）と、支援者名などの結果をFAXもしくは郵送します。
3. 決定通知に記載された日時に派遣場所で意思疎通支援（手話通訳または要約筆記）を受けます。
4. 意思疎通支援者が報告書を持っていますので、報告書に押印ください。（浸透印は不可）

Q どんな人が申請できるの？

- A 聴覚障がい、難聴、言語・音声機能の障がいなどによりコミュニケーションをとることが難しい人やその家族などが申請できます。
また、聴覚障がい者などで構成する団体なども申請出来ます。団体での申込みについては、障がい者福祉センターにお問合せください。
※障害者手帳を持っていなくても申請できます。



Q どんな場面で利用できるの？

- A 聴覚障がい者などの日常生活及び社会生活を営むために必要な場面です。
例えば、病院受診、官公庁での手続き、自治会での話し合い、冠婚葬祭など

Q どんな人が手話通訳や要約筆記してくれるの？

- A 専門知識と技術を持ち、新居浜市に登録されている人が支援します。意思疎通支援者は新居浜市意思疎通支援者証を携帯しています。

Q お金は必要なの？

- A 原則無料です。ただし、支援中に必要な意思疎通支援者にかかる入場料、参加費などは、申請者が負担してください。

Q 支援時間は？

- A 午前8時から午後6時までです。ただし緊急またはやむを得ない場合は除きます。1回の時間制限は特にありません。

Q いつまでに申請すればいいの？

- A 派遣を希望する7日前（休日を除く）までに申請してください。

ご不明な点は、お気軽に障がい者福祉センターまでお問合せください。



新居浜市障がい者福祉センター
〒792-0811 新居浜市庄内町1-14-18
TEL：33-3341 FAX：37-1710
開館時間 平日8：30～17：15 土日祝休み

この事業は新居浜市から委託を受けて新居浜市社会福祉協議会が行っています。